

基勞補発第0319001号
平成20年3月19日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の一部改正に伴う
運用上の留意事項について

社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領（以下「実施要領」という。）の一部改正については、平成20年3月19日付け基発第0319008号により通達されたところであるが、その実施に当たっては、下記の事項に留意されたい。

記

1 健康管理手帳更新・再交付申請書の提出先の変更について

平成20年4月1日以降、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を經由して、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）に「健康管理手帳更新・再交付申請書」（実施要領の様式第3号。以下「申請書」という。）が提出された場合には、申請者に対して申請書の提出先が変更されたことについて懇切・丁寧に説明すること。

なお、当該申請書については、労働基準監督署で受け付けた上で、所轄局長に回送すること。

2 申請書について

平成20年3月19日付け基発第0319008号による改正後の申請書については、平成20年3月末までに管理換えを行う予定であるが、改正前の申請書を使用する場合には、別添のとおり「（労働基準監督署経由）」の部分を二重線にて抹消すること。

3 実施要領の一部改正に係る周知について

実施要領の一部改正に係る周知については、本省においてリーフレットを作成し、平成20年3月末までに都道府県労働局（以下「局」という。）及びアフターケアの対象者（以下「対象者」という。）に送付する予定であるが、対象者から問い合わせがあった場合には、実施要領の改正内容を説明すること。

また、局のホームページにリーフレット等の内容を掲載するなど、申請書の提出先が変更になることについて周知すること。

